

青森県内水面漁業調整規則新旧対照表

改正案	現 行	備考
<p>○青森県内水面漁業調整規則</p> <p>昭和四十八年八月三十日 青森県規則第五十五号</p> <p>青森県内水面漁業調整規則をここに公布する。</p> <p>青森県内水面漁業調整規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条—<u>第五条</u>)</p> <p><u>第二章 漁業の許可(第六条—第二十六条)</u></p> <p><u>第三章 水産動物の採捕の許可(第二十七条—第四十四条)</u></p> <p><u>第四章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等(第四十五条—第五十七条)</u></p> <p><u>第五章 罰則(第五十八条—第六十一条)</u></p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第四条 (略)</p>	<p>○青森県内水面漁業調整規則</p> <p>昭和四十八年八月三十日 青森県規則第五十五号</p> <p>青森県内水面漁業調整規則をここに公布する。</p> <p>青森県内水面漁業調整規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条—<u>第四条</u>)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第二章 水産動物の採捕の許可(第五条—第二十二条)</u></p> <p><u>第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等(第二十三条—第三十六条)</u></p> <p><u>第四章 罰則(第三十七条—第四十条)</u></p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第四条 (略)</p>	
<p><u>(小型機船底びき網漁業の地方名称)</u></p> <p><u>第五条 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一項第三号に掲げる手繰第三種漁業の地方名称は、しじみけた網漁業及び貝けた網漁業とする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例6条</p>
<p><u>第二章 漁業の許可</u></p>		
<p><u>(しじみ漁業の許可)</u></p>		

<p><u>第六条</u> <u>じよれんにより行うしじみの採捕を目的とする漁業（漁業法第六十六条第一項に規定する小型機船底びき網漁業（以下「小型機船底びき網漁業」という。）を除く。以下「しじみ漁業」という。）を営もうとする者は、同法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならないこととする。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてしじみ漁業を営もうとする場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 7 条 海面 7 条 内水面 5 条</p>
<p><u>(許可の申請)</u> <u>第七条</u> <u>小型機船底びき網漁業又はしじみ漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業許可申請書（第十号様式）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>知事は、前項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 8 条 内水面 6 条</p> <p>海面 8 条 6 項</p>
<p><u>(許可の有効期間)</u> <u>第八条</u> <u>漁業の許可の有効期間は、三年とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間とすることがある。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 9 条 内水面 7 条</p>
<p><u>(漁業許可証の交付)</u> <u>第九条</u> <u>知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に漁業許可証（第十一号様式）を交付する。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 10 条 内水面 8 条</p>

<p><u>(漁業許可証の携帯義務)</u> <u>第十条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、当該許可に係る漁業許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。</u> <u>2 漁業許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事が証明した漁業許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。</u> <u>3 前項の場合において、漁業許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく、同項に規定する漁業許可証の写しを返納しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 11 条 内水面 9 条 1、2 項 海面 11 条 3 項</p>
<p><u>(漁業許可証の譲渡等の禁止)</u> <u>第十一条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業許可証又は前条第二項に規定する漁業許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 12 条 内水面 11 条</p>
<p><u>(許可番号の表示)</u> <u>第十二条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、船橋楼（船橋楼を有しない船舶は、船舶の外部）両側面の上部に、文字の大きさ、太さ及び間隔がそれぞれ八センチメートル以上、二センチメートル以上及び二センチメートル以上の許可番号を表示しなければならない。</u> <u>2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした許可番号の表示を消さなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 13 条 海面 13 条</p>
<p><u>(許可の制限又は条件)</u> <u>第十三条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 14 条 内水面 11 条</p>

<p><u>(許可の内容に違反する操業の禁止)</u> 第十四条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（小型機船 <u>底びき網漁業にあつては漁業種類（しじみけた網漁業又は貝けた 網漁業の別をいう。以下同じ。）、船舶の総トン数、推進機関の馬 力数、操業区域及び操業期間を、しじみ漁業にあつては操業区域 及び操業期間をいう。以下同じ。）に違反して当該漁業を営んでは ならない。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 15 条 内水面 12 条</p>
<p><u>(許可の内容の変更の許可)</u> 第十五条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容を変更しよ うとするときは、漁業許可の内容変更の許可申請書（第十二号様 式）を提出して、知事の許可を受けなければならない。 2 前項の場合には、第七条第二項の規定を準用する。</p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 16 条 内水面 13 条</p>
<p><u>(漁業許可証の書換え交付の申請)</u> 第十六条 漁業の許可を受けた者は、漁業許可証の記載事項（漁業 種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。）に変更を生じた ときは、速やかに、漁業許可証書換え交付申請書（第十三号様式） を提出して、知事に漁業許可証の書換え交付を申請しなければな らない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 17 条 内水面 14 条</p>
<p><u>(漁業許可証の再交付の申請)</u> 第十七条 漁業の許可を受けた者は、漁業許可証を亡失し、又はき損 したときは、速やかに、その理由を付して知事に漁業許可証の再交 付を申請しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 18 条 内水面 15 条</p>

<p><u>(漁業許可証の書換え交付及び再交付)</u> 第十八条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、漁業許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>一 第十五条第一項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。</p> <p>二 第十六条の規定による書換え交付の申請があつたとき。</p> <p>三 前条の規定による再交付の申請があつたとき。</p> <p>四 第二十二條第二項の規定による届出があつたとき。</p> <p>五 第二十五条第一項から第三項までの規定により、漁業の許可の内容を変更し、又は漁業の許可に制限若しくは条件を付けたとき。</p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 19 条 内水面 16 条</p>
<p><u>(漁業許可証の返納)</u> 第十九条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その漁業許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により漁業許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の漁業許可証についても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、漁業許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第二十二條第一項の規定に基づき承継する場合を除き、その相続人、合併後存続する法人、合併によって成立した法人又は清算人が前二項の手續をしなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 20 条 内水面 17 条</p>
<p><u>(許可をしない場合)</u> 第二十条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可をしない。</p> <p>一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p> <p>三 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合</p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 21 条 内水面 18 条 海面 23 条</p>

<p>2 知事は、前項第一号又は第二号の規定により漁業の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行うものとする。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>4 知事は、第一項第三号の規定により漁業の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。</p>		
<p><u>(許可についての適格性)</u> 第二十一条 漁業の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。</p> <p>二 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。</p>	(新設)	規則例 22 条 海面 24 条
<p><u>(相続又は法人の合併若しくは分割)</u> 第二十二条 漁業の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該漁業の許可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。以下この項及び第二十六条第一項において同じ。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により漁業の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該承継を証する書面を添えて、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p>	(新設)	規則例 27 条 海面 29 条

<p><u>(許可の取消し)</u> <u>第二十三条 知事は、漁業の許可を受けた者が第二十一条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、その許可を取り消すものとする。</u> <u>2 知事は、前項の規定による漁業の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 28 条 内水面 19 条</p>
<p><u>第二十四条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、その許可を取り消すことがある。</u> <u>2 漁業の許可を受けた者の責めに帰すべき理由による場合を除き、次条第一項の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第十一項の規定に基づく命令により操業を停止した期間は、前項の期間に算入しない。</u> <u>3 第一項の場合には、前条第二項の規定を準用する。</u> <u>4 漁業の許可を受けた者が一漁期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、理由を付してあらかじめ知事に届け出なければならない。</u> <u>5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 29 条 内水面 20 条 海面 31 条</p>
<p><u>(漁業調整のための許可の内容の変更等)</u> <u>第二十五条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可の内容を変更し、漁業の許可に制限若しくは条件を付け、漁業の許可を取り消し、又は操業の停止を命ずることがある。</u> <u>2 漁業の許可を受けた者が漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。</u> <u>3 知事は、前項の規定により処分をする場合において、必要があるときは、同項の違反者に係る他の漁業の許可について、第一項に規定する処分を行うことがある。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 30 条 内水面 21 条</p>

<p>4 <u>知事は、前三項の規定による漁業の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行うものとする。</u></p> <p>5 <u>第一項から第三項までの場合には、第二十三条第二項の規定を準用する。</u></p>		
<p>(許可の失効)</p> <p><u>第二十六条 漁業の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割をしたときは、第二十二条第一項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可は、その効力を失う。</u></p> <p>2 <u>漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。</u></p> <p>3 <u>次の各号のいずれかに該当する場合は、小型機船底びき網漁業の許可は、その効力を失う。</u></p> <p>一 <u>当該許可を受けた船舶を小型機船底びき網漁業に使用することを廃止したとき。</u></p> <p>二 <u>当該許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。</u></p> <p>三 <u>当該許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>規則例 31 条 海面 33 条</p>
<p><u>第三章 水産動物の採捕の許可</u></p>	<p><u>第二章 水産動物の採捕の許可</u></p>	
<p>(水産動物の採捕の許可)</p> <p><u>第二十七条 次に掲げる漁具又は漁法によつて水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権、入漁権若しくは漁業法第二百二十九条の遊漁規則に基づいて採捕しようとする場合又は第五十六条第一項の許可に基づいて採捕しようとする場合は、この限りでない。</u></p> <p>一～十四 (略)</p> <p><u>十五～十七 (略)</u></p>	<p>(水産動物の採捕の許可)</p> <p><u>第五条 次に掲げる漁具又は漁法によつて水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権、入漁権若しくは漁業法第二百二十九条の遊漁規則に基づいて採捕しようとする場合又は第三十五条第一項の許可に基づいて採捕しようとする場合は、この限りでない。</u></p> <p>一～十四 (略)</p> <p><u>十五 じよれん</u></p> <p><u>十六～十八 (略)</u></p>	<p>規則例 32 条</p>

<p>(許可の申請)</p> <p><u>第二十八条</u> 前条の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、採捕許可申請書（<u>第十四号様式</u>）を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の場合には、<u>第七条第二項の規定を準用する。</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p><u>第六条</u> 前条の<u>規定による許可</u>（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、採捕許可申請書（<u>第十号様式</u>）を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> 知事は、前項の申請があつた場合において、その申請者に対し、<u>採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。</u></p>	<p>規則例 33 条</p> <p>7 条 2 項準用</p>
<p>(許可の有効期間)</p> <p><u>第二十九条</u> (略)</p> <p><u>2</u> <u>第八条第二項の規定は、前項の期間について準用する。</u></p>	<p>(許可の有効期間)</p> <p><u>第七条</u> (略)</p> <p><u>2</u> 知事は、<u>漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項の期間を短縮することがある。</u></p>	<p>規則例 34 条</p>
<p>(採捕許可証の交付)</p> <p><u>第三十条</u> 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に採捕許可証（<u>第十五号様式</u>）を交付する。</p>	<p>(採捕許可証の交付)</p> <p><u>第八条</u> 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に採捕許可証（<u>第十一号様式</u>）を交付する。</p>	<p>規則例 35 条</p>
<p>(採捕許可証の携帯義務)</p> <p><u>第三十一条</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> 前項の場合において、採捕許可証の<u>交付又は還付</u>を受けた者は、遅滞なく、同項に規定する採捕許可証の写しを返納しなければならない。</p>	<p>(採捕許可証の携帯義務)</p> <p><u>第九条</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> 前項の場合において、採捕許可証の<u>還付</u>を受けた者は、遅滞なく、同項に規定する採捕許可証の写しを返納しなければならない。</p>	<p>規則例 36 条</p> <p>10 条第 3 項準用</p>
<p>(採捕許可証の譲渡等の禁止)</p> <p><u>第三十二条</u> (略)</p>	<p>(採捕許可証の譲渡等の禁止)</p> <p><u>第十条</u> (略)</p>	<p>規則例 37 条</p>
<p>(許可の制限又は条件)</p> <p><u>第三十三条</u> (略)</p>	<p>(許可の制限又は条件)</p> <p><u>第十一条</u> (略)</p>	<p>規則例 38 条</p>

<p>(許可の内容に違反する採捕の禁止)</p> <p><u>第三十四条</u> (略)</p>	<p>(許可の内容に違反する採捕の禁止)</p> <p><u>第十二条</u> (略)</p>	<p>規則例 39 条</p>
<p>(許可の内容の変更の許可)</p> <p><u>第三十五条</u> 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容を変更しようとするときは、採捕許可の内容変更の許可申請書 (<u>第十六号様式</u>) を提出して、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、<u>第七条第二項</u>の規定を準用する。</p>	<p>(許可の内容の変更の許可)</p> <p><u>第十三条</u> 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容を変更しようとするときは、採捕許可の内容変更の許可申請書 (<u>第十二号様式</u>) を提出して、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、<u>第六条第二項</u>の規定を準用する。</p>	<p>規則例 40 条</p> <p>7 条 2 項 準用</p>
<p>(採捕許可証の書換え交付の申請)</p> <p><u>第三十六条</u> 採捕の許可を受けた者は、採捕許可証の記載事項 (採捕の許可の内容となつている事項を除く。) に変更を生じたときは、速やかに、採捕許可証書換え交付申請書 (<u>第十七号様式</u>) を提出して、知事に採捕許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p>	<p>(採捕許可証の書換え交付の申請)</p> <p><u>第十四条</u> 採捕の許可を受けた者は、採捕許可証の記載事項 (採捕の許可の内容となつている事項を除く。) に変更を生じたときは、速やかに、採捕許可証書換え交付申請書 (<u>第十三号様式</u>) を提出して、知事に採捕許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p>	<p>規則例 41 条</p>
<p>(採捕許可証の再交付の申請)</p> <p><u>第三十七条</u> (略)</p>	<p>(採捕許可証の再交付の申請)</p> <p><u>第十五条</u> (略)</p>	<p>規則例 42 条</p>
<p>(採捕許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p><u>第三十八条</u> 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、採捕許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>一 <u>第三十五条第一項</u>の許可をしたとき。</p> <p>二 <u>第三十六条</u>の規定による書換え交付の申請があつたとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 <u>第四十三条第一項から第三項まで</u>の規定により、採捕の許可の内容を変更し、又は採捕の許可に制限若しくは条件を付けたとき。</p>	<p>(採捕許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p><u>第十六条</u> 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、採捕許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>一 <u>第十三条第一項</u>の許可をしたとき。</p> <p>二 <u>第十四条</u>の規定による書換え交付の申請があつたとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 <u>第二十一条第一項、第二項又は第三項</u>の規定により、採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。</p>	<p>規則例 43 条</p>

<p>(採捕許可証の返納) 第三十九条 (略)</p>	<p>(採捕許可証の返納) 第十七条 (略)</p>	<p>規則例 44 条</p>
<p>(許可をしない場合) 第四十条 (略) 2 第二十条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により採捕の許可をしない場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号又は第二号」とあるのは「第四十条第一項第一号」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「第四十条第一項第二号」と読み替えるものとする。</p>	<p>(許可をしない場合) 第十八条 (略) 2 知事は、前項第一号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行うものとする。 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。 4 知事は、第一項第二号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。</p>	<p>規則例 45 条 20条2項から4項まで準用</p>
<p>(許可の取消し) 第四十一条 (略) 2 前項の場合には、第二十三条第二項の規定を準用する。</p>	<p>(許可の取消し) 第十九条 (略) 2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行うものとする。</p>	<p>規則例 46 条 23 条 2 項準用</p>
<p>第四十二条 (略) 2 (略) 3 第一項の場合には、第二十三条第二項の規定を準用する。</p>	<p>第二十条 (略) 2 (略) 3 第一項の場合には、前条第二項の規定を準用する。</p>	<p>規則例 47 条 23 条 2 項準用</p>
<p>(漁業調整のための許可の内容の変更等) 第四十三条 (略) 2 (略) 3 (略)</p>	<p>(漁業調整のための許可の内容の変更等) 第二十一条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 知事は、前三項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若</p>	<p>規則例 48 条</p>

<p>4 前三項の場合には、<u>第二十五条第四項及び第五項</u>の規定を準用する。</p>	<p><u>しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行うものとする。</u></p> <p>5 <u>第一項から第三項までの場合には、第十九条第二項</u>の規定を準用する。</p>	<p>25条4,5項準用</p>
<p>(許可の失効) <u>第四十四条</u> 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該採捕の許可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、<u>その許可は、その効力を失う。</u></p>	<p>(許可の失効) <u>第二十二条</u> 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、<u>当該許可は、その効力を失う。</u></p>	<p>規則例 49 条</p>
<p><u>第四章</u> 水産資源の保護培養及び漁業取締り等</p>	<p><u>第三章</u> 水産資源の保護培養及び漁業取締り等</p>	
<p>(有害物の遺棄漏せつの禁止) <u>第四十五条</u> (略)</p>	<p>(有害物の遺棄漏せつの禁止) <u>第二十三条</u> (略)</p>	<p>規則例 50 条</p>
<p>(さけ等の採捕の禁止) <u>第四十六条</u> (略) 2 さけ、さくらます(やまめ(さくらますのうち、ふ出後引き続き内水面(十和田湖を除く。))において生活する期間におけるものをいう。以下<u>第四十八条</u>までにおいて同じ。)を除く。以下同条までにおいて同じ。)、からふとます、にじます、ひめます、やまめ及びいわな(あめます)の放産した卵は、採捕してはならない。</p>	<p>(さけ等の採捕の禁止) <u>第二十四条</u> (略) 2 さけ、さくらます(やまめ(さくらますのうち、ふ出後引き続き内水面(十和田湖を除く。))において生活する期間におけるものをいう。以下<u>第二十六条</u>までにおいて同じ。)を除く。以下同条までにおいて同じ。)、からふとます、にじます、ひめます、やまめ及びいわな(あめます)の放産した卵は、採捕してはならない。</p>	
<p>(採捕の禁止期間) <u>第四十七条</u> (略)</p>	<p>(採捕の禁止期間) <u>第二十五条</u></p>	<p>規則例 51 条</p>
<p>(全長による採捕の制限) <u>第四十八条</u> (略)</p>	<p>(全長による採捕の制限) <u>第二十六条</u> (略)</p>	<p>規則例 52 条</p>

(所持及び販売の禁止)
第四十九条 (略)

(所持及び販売の禁止)
第二十七条 (略)

規則例 51 条
 2 項等

(漁具漁法の制限及び禁止)
第五十条 (略)
 一～六 (略)
 七 魚道をしや断して水産動物を採捕する漁法(漁業権、入漁権又は第二十七条の許可に基づくものを除く。)

(漁具漁法の制限及び禁止)
第二十八条 (略)
 一～六 (略)
 七 魚道をしや断して水産動物を採捕する漁法(漁業権、入漁権又は第五条の許可に基づくものを除く。)

規則例 54 条

(禁止区域)
第五十一条 (略)

(禁止区域)
第二十九条 (略)

規則例 56 条

名称	区域
(略)	(略)
岩木川	弘前市大字国吉字高野突山 四番地二号地先の日本酒造工 業株式会社発電所えん堤の上 流端から上流百メートル、下 流二百メートルまでの間の区 域 北津軽郡鶴田町大字木筒国 有地内の新えん堤の上流端か ら上流五十メートル、下流百 メートルまでの間の区域 弘前市大字如来瀬国有地内 の統合頭首工の上流端から上 流五十メートル、下流二百 メートルまでの間の区域 北津軽郡中泊町大字芦野頭 首工の上流端から上流二百 メートル、下流五百メートル までの間の区域

名称	区域
(略)	(略)
岩木川	弘前市大字国吉字高野突山 四番地二号地先の日本酒造工 業株式会社発電所えん堤の上 流端から上流百メートル、下 流二百メートルまでの間の区 域 北津軽郡鶴田町大字木筒国 有地内の新えん堤の上流端か ら上流五十メートル、下流百 メートルまでの間の区域 中津軽郡岩木町大字如来瀬 国有地内の統合頭首工の上流 端から上流五十メートル、下 流二百メートルまでの間の区 域 北津軽郡中泊町大字芦野頭 首工の上流端から上流二百 メートル、下流五百メートル までの間の区域

<p>浅瀬石川</p>	<p>平川市葛川大川添八十四番地二地先の東北電力株式会社発電所えん堤の上流端から上流百メートル、下流二百メートルまでの間の区域 黒石市大字浅瀬石字川合二百三十一番地二号地先の浅瀬石川第一頭首工の上流端から上流百メートル、下流百メートルまでの間の区域 南津軽郡田舎館村大字川部国有地内の三千石えん堤の上流端から上流五十メートル、下流百メートルまでの間の区域</p>	<p>浅瀬石川</p>	<p>南津軽郡平賀町大字葛川字田の沢十番地三号地先の東北電力株式会社発電所えん堤の上流端から上流百メートル、下流二百メートルまでの間の区域 黒石市大字浅瀬石字川合二百三十一番地二号地先の浅瀬石川第一頭首工の上流端から上流百メートル、下流百メートルまでの間の区域 南津軽郡田舎館村大字川部国有地内の三千石えん堤の上流端から上流五十メートル、下流百メートルまでの間の区域</p>	<p>規則例 57 条</p>				
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>						
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1079 715 1456 772">河川名</th> <th data-bbox="1456 715 1863 772">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1079 772 1456 826">(略)</td> <td data-bbox="1456 772 1863 826">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	区域	(略)	(略)	<p>規則例 58 条</p>
河川名	区域							
(略)	(略)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 753 568 810">河川名</th> <th data-bbox="568 753 976 810">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 810 568 868">(略)</td> <td data-bbox="568 810 976 868">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域	(略)	(略)	<p>第三十条 (略)</p>	<p>(河口付近における採捕の制限)</p>	<p>第三十一条 (略)</p>	
河川名	区域							
(略)	(略)							
<p>第五十二条 (略)</p>	<p>(河口付近における採捕の制限)</p>	<p>(水産動物の移植の禁止等)</p>	<p>第三十二条 (略)</p>	<p>規則例 61 条</p>				
<p>第五十三条 (略)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(砂れきの採取等の禁止)</p>	<p>第三十三条 第二十九条第一項及び第三十条に規定する区域において、砂れきの採取又は除去を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>規則例 61 条</p>				
<p>(砂れきの採取等の禁止)</p>	<p>第五十四条 第五十一条第一項及び第五十二条に規定する区域において、砂れきの採取又は除去を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>一～二 (略)</p>	<p>一～二 (略)</p>					

<p>(さく河性魚類の通路の遮断の制限) 第五十五条 (略)</p>	<p>(さく河性魚類の通路の遮断の制限) 第三十四条 (略)</p>	<p>規則例 62 条</p>
<p>(適用除外) 第五十六条 <u>第四十六条から第四十八条まで、第五十条から第五十三条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗若しくは種卵の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のために知事の許可を受けて行う水産動植物の採捕については、適用しない。</u> 2 前項の許可を受けようとする者は、特別採捕許可申請書（<u>第十八号様式</u>）を知事に提出しなければならない。 3 知事は、第一項の許可をしたときは、その申請者に特別採捕許可証（<u>第十九号様式</u>）を交付する。 4 (略) 5 <u>第二十八条第二項、第三十一条から第三十九条まで、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十三条第一項から第三項まで及び第四十四条の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第三十一条第一項、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条、第三十八条第四号、第三十九条第一項及び第三項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十三条第一項から第三項まで並びに第四十四条中「採捕の許可」とあるのは「<u>第五十六条第一項の許可</u>」と、第三十一条、第三十二条、第三十六条から第三十八条まで並びに第三十九条第一項及び第二項中「採捕許可証」とあるのは「特別採捕許可証」と、第三十一条第一項及び第二項並びに第三十四条中「水産動物」とあるのは「水産動植物」と、第三十四条中「漁具又は漁法」と</u></p>	<p>(適用除外) 第三十五条 <u>第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十一条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗若しくは種卵の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のために知事の許可を受けて行う水産動植物の採捕については、適用しない。</u> 2 前項の許可を受けようとする者は、特別採捕許可申請書（<u>第十七号様式</u>）を知事に提出しなければならない。 3 知事は、第一項の許可をしたときは、その申請者に特別採捕許可証（<u>第十八号様式</u>）を交付する。 4 (略) 5 <u>第六条第二項、第九条から第十七条まで、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項から第三項まで及び第二十二条の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第六条第二項、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第四号、第十七条第一項及び第三項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項から第三項まで並びに第二十二条の規定中「採捕の許可」とあるのは「<u>第三十五条第一項の許可</u>」と、<u>第九条、第十条、第十四条から第十六条まで並びに第十七条第一項及び第二項中「採捕許可証」とあるのは「特別採捕許可証」と、第九条第一項及び第二項並びに第十二条中「水産動物」とあるのは「水産動植物」と、第十二条中「漁具又は漁法」とあるのは「採捕の目的、漁具又は</u></u></p>	<p>規則例 63 条</p>

<p>あるのは「採捕の目的、漁具又は漁法、採捕する水産動植物の名称」と、<u>第三十五条第一項中</u>「採捕許可の内容変更の許可申請書」とあるのは「特別採捕許可の内容変更の許可申請書」と読み替えるものとする。</p>	<p>漁法、採捕する水産動植物の名称」と、<u>第十三条第一項中</u>「採捕許可の内容変更の許可申請書」とあるのは「特別採捕許可の内容変更の許可申請書」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(標識の書換え等) <u>第五十七条</u> (略)</p>	<p>(標識の書換え等) <u>第三十六条</u> (略)</p>	<p>規則例 65 条</p>
<p><u>第五章</u> 罰則</p>	<p><u>第四章</u> 罰則</p>	
<p><u>第五十八条</u> 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 <u>第十四条、第二十七条、三十四条</u> (<u>第五十六条第五項</u>において準用する場合を含む。)、<u>第四十五条第一項、第四十六条から第五十二条まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条又は第五十五条</u>の規定に違反した者</p> <p>二 <u>第十三条、第二十五条第一項から第三項まで、第三十三条</u> (<u>五十六条第五項</u>において準用する場合を含む。)<u>又は第四十三条第一項から第三項まで</u> (これらの規定を<u>第五十六条第五項</u>において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者</p> <p>三 <u>第二十五条第一項から第三項まで、第四十三条第一項から第三項まで</u> (これらの規定を<u>第五十六条第五項</u>において準用する場合を含む。)<u>又は第四十五条第二項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>第三十七条</u> 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 <u>第五条、第十二条</u> (<u>第三十五条第五項</u>において準用する場合を含む。)、<u>第二十三条第一項、第二十四条から第三十条まで、第三十一条第一項若しくは第二項、第三十二条第一項若しくは第七項、第三十三条又は第三十四条</u>の規定に違反した者</p> <p>二 <u>第十一条</u> (<u>第三十五条第五項</u>において準用する場合を含む。)、<u>第二十一条第一項から第三項まで</u> (<u>第三十五条第五項</u>において準用する場合を含む。)<u>又は第三十二条第五項</u> (同条第九項において準用する場合を含む。)<u>の規定により付けられた制限又は条件に違反した者</u></p> <p>三 <u>第二十一条第一項から第三項まで</u> (<u>第三十五条第五項</u>において準用する場合を含む。)<u>又は第二十三条第二項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>2 (略)</p>	<p>規則例 67 条</p>
<p><u>第五十九条</u> <u>第十条第一項、第十二条第一項又は第三十一条第一項</u> (<u>第五十六条第五項</u>において準用する場合を含む。)の規定に違反</p>	<p><u>第三十八条</u> <u>第九条第一項</u> (<u>第三十五条第五項</u>において準用する場合を含む。)<u>又は第三十二条第十項</u>の規定に違反した者は、科料に</p>	<p>規則例 68 条</p>

<p>した者は、科料に処する。</p>	<p>処する。</p>	
<p><u>第六十条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して<u>第五十八条</u>又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p>	<p><u>第三十九条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して<u>第三十七条</u>又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p>	<p>規則例 69 条</p>
<p><u>第六十一条</u> <u>第十条第三項</u>、<u>第十一条</u>、<u>第十六条</u>、<u>第十七条</u>、<u>第十九条第一項</u>若しくは<u>第二項</u>、<u>第二十二条第二項</u>、<u>第二十四条第四項</u>若しくは<u>第五項</u>、<u>第三十一条</u>（<u>第五十六条第五項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第三十二条</u>（<u>第五十六条第五項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第三十六条</u>（<u>第五十六条第五項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第三十七条</u>（<u>第五十六条第五項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第三十九条第一項</u>若しくは<u>第二項</u>（これらの規定を<u>第五十六条第五項</u>において準用する場合を含む。）又は<u>第五十六条第四項</u>の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>別表 1～3 （略）</p> <p>第 1 号様式～第 9 号様式 （略）</p>	<p><u>第四十条</u> <u>第九条第三項</u>（<u>第三十五条第五項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第十条</u>（<u>第三十五条第五項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第十四条</u>（<u>第三十五条第五項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第十五条</u>（<u>第三十五条第五項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第十七条第一項</u>若しくは<u>第二項</u>（<u>第三十五条第五項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第三十二条第六項</u>又は<u>第三十五条第四項</u>の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>別表第 1～3 （略）</p> <p>第 1 号様式～第 9 号様式 （略）</p>	<p>規則例 70 条</p>

第 10 号様式（第 7 条関係）

（新設）

規則例様式

5

〇〇漁業許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名 法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名

印

下記により〇〇漁業の許可を受けたいので、漁業法第 66 条第 1 項及び青森県内水面漁業調整規則第 7 条第 1 項（青森県内水面漁業調整規則第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項）の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 操業期間
- 4 操業根拠地
- 5 漁具の種類、規模及び数
- 6 使用する船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 船舶総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数

注 1 しじみ漁業の許可を受けようとする場合にあつては、記の 1 及

び6に掲げる事項の記載を要しない。

- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第 11 号様式（第 9 条関係）

(新設)

規則例様式

6

許可番号 〇〇漁業許可証	
住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
漁業種類	
操業区域	
操業期間	月 日から 月 日まで
根拠地	
使用船舶	船 名
	漁船登録番号
	船舶総トン数
	推進機関の種類及び馬力数
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
制限又は条件	
年 月 日	

青森県知事



注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第 12 号様式（第 15 条関係）

（新設）

規則例様式

8

〇〇漁業許可の内容変更の許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名 法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名



下記により〇〇漁業の許可の内容の変更について許可を受けたいので、青森県内水面漁業調整規則第 15 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項目	現在の許可内容	変更しようとする内容

- 5 変更しようとする時期

6 変更しようとする理由

注1 しじみ漁業の許可を受けようとする場合にあつては、記の1に掲げる事項の記載を要しない。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第13号様式（第16条関係）

（新設）

規則例様式

9

〇〇漁業許可証書換え交付申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名 法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名 印

下記により〇〇漁業許可証の書換え交付を受けたいので、青森県内水面漁業調整規則第16条の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えをしようとする事項

項目	現在の許可証の記載事項	書換えをしようとする内容
----	-------------	--------------

--	--	--

5 書換えを必要とする理由

注1 しじみ漁業許可証の許可を受けようとする場合にあつては、
記の1に掲げる事項の記載を要しない。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第 14 号様式 (第 28 条関係)

採捕許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名 (法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名)

印

下記により採捕の許可を受けたいので、青森県内水面漁業調整
規則第 27 条及び第 28 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 漁具又は漁法
- 2 採捕する水産動物の名称
- 3 採捕区域
- 4 採捕期間

第 10 号様式 (第 6 条関係)

採捕許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名 (法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名)

印

下記により採捕の許可を受けたいので、青森県内水面漁業調整
規則第 5 条及び第 6 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 漁具又は漁法
- 2 採捕する水産動物の名称
- 3 採捕区域
- 4 採捕期間

規則例様式
10

<p>5 漁具の構造、規模、数及び漁法の内容(別添図面)</p> <p>6 使用船舶(動力船に限り記載)</p> <p>(1) 船名</p> <p>(2) 漁船登録番号</p> <p>(3) 船舶総トン数</p> <p>(4) 推進機関の種類及び馬力数</p> <p>注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。</p>	<p>5 漁具の構造、規模、数及び漁法の内容(別添図面)</p> <p>6 使用船舶(動力船に限り記載)</p> <p>(1) 船名</p> <p>(2) 漁船登録番号</p> <p>(3) 船舶総トン数</p> <p>(4) 推進機関の種類及び馬力数</p> <p>注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。</p>	
<p><u>第 15 号様式(第 30 条関係)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>第 11 号様式(第 8 条関係)</u></p> <p>(略)</p>	<p>規則例様式 11</p>
<p><u>第 16 号様式(第 35 条、第 56 条関係)</u></p> <p>(特別) 採捕許可の内容変更の許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県知事 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名 法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名 印</p> <p>下記により(特別)採捕の許可の内容の変更について許可を受けたいので、青森県内水面漁業調整規則<u>第 35 条第 1 項(第 56 条</u></p>	<p><u>第 12 号様式(第 13 条、第 35 条関係)</u></p> <p>(特別) 採捕許可の内容変更の許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県知事 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名 法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名 印</p> <p>下記により(特別)採捕の許可の内容の変更について許可を受けたいので、青森県内水面漁業調整規則<u>第 13 条第 1 項(第 35 条</u></p>	<p>規則例様式 12</p>

第5項において準用する第35条第1項)の規定により申請します。

記

- 1 許可番号
- 2 許可年月日
- 3 変更しようとする事項

項目	現在の許可内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする時期
- 5 変更しようとする理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第5項において準用する第13条第1項)の規定により申請します。

記

- 1 許可番号
- 2 許可年月日
- 3 変更しようとする事項

項目	現在の許可内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする時期
- 5 変更しようとする理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第17号様式 (第36条、第56条関係)

(特別) 採捕許可証書換え交付申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名 法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名 印

下記により (特別) 採捕許可証の書換え交付を受けたいので、

第13号様式 (第14条、第35条関係)

(特別) 採捕許可証書換え交付申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名 法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名 印

下記により (特別) 採捕許可証の書換え交付を受けたいので、青

規則例様式
13

青森県内水面漁業調整規則第 36 条（第 56 条第 5 項において準用する第 36 条）の規定により申請します。

記

- 1 許可番号
- 2 許可年月日
- 3 書換えをしようとする事項

項目	現在の許可証の記載事項	書換えをしようとする内容

4 書換えを必要とする理由

注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

(削除)

森県内水面漁業調整規則第 14 条（第 35 条第 5 項において準用する第 14 条）の規定により申請します。

記

- 1 許可番号
- 2 許可年月日
- 3 書換えをしようとする事項

項目	現在の許可証の記載事項	書換えをしようとする内容

4 書換えを必要とする理由

注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第 14 号様式（第 32 条関係）

移植許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名 } [法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名

印

下記により移植の許可を受けたいので、青森県内水面漁業調整規則第 32 条第 1 項ただし書及び第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 移植の目的
 - 2 移植しようとする水産動物の名称及び数量
 - 3 移植しようとする水産動物の購入先及び産地
 - 4 移植しようとする区域
 - 5 移植の期間 年 月 日から 年 月 日まで
の間
- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

(削除)

第 15 号様式 (第 32 条関係)

許可番号第 号	
移 植 許 可 証	
住所	
氏名	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 2px;"> (法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名) </div>
印	
移植水産動物の名称	
移植水産動物の数量	
移 植 区 域	
移 植 期 間	
制 限 又 は 条 件	

年 月 日

青森県知事

印

(削除)

第 16 号様式(第 32 条関係)

移植許可の内容変更の許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名 (法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名)

印

下記により移植の許可の内容の変更について許可を受けたいので、青森県内水面漁業調整規則第 32 条第 8 項の規定により申請します。

記

- 1 移植水産動物の名称
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項目	現在の許可内容	変更しようとする内容

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第 18 号様式 (第 56 条関係)

特別採捕許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名 (法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名)

印

下記により特別採捕の許可を受けたいので、青森県内水面漁業

第 17 号様式 (第 35 条関係)

特別採捕許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名 (法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名)

印

下記により特別採捕の許可を受けたいので、青森県内水面漁業

規則例様式
16

調整規則第 56 条第 1 項及び第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 採捕の目的
 - 2 適用除外の許可を必要とする事項
青森県内水面漁業調整規則第 条第 項
 - 3 漁具又は漁法
 - 4 採捕する水産動植物の名称、全長及び数量
(全長による採捕の制限の適用除外に限り全長記載)
 - 5 採捕の区域
 - 6 採捕の期間
 - 7 供給先及び供給先ごとの数量(種苗又は種卵の供給に限り記載)
 - 8 使用船舶(動力船に限り記載)
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 漁船総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第 19 号様式 (第 56 条関係)
(略)

調整規則第 35 条第 1 項及び第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 採捕の目的
 - 2 適用除外の許可を必要とする事項
青森県内水面漁業調整規則第 条第 項
 - 3 漁具又は漁法
 - 4 採捕する水産動植物の名称、全長及び数量
(全長による採捕の制限の適用除外に限り全長記載)
 - 5 採捕の区域
 - 6 採捕の期間
 - 7 供給先及び供給先ごとの数量(種苗又は種卵の供給に限り記載)
 - 8 使用船舶(動力船に限り記載)
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 漁船総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第 18 号様式 (第 35 条関係)
(略)

規則例様式
17